

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
条 例		
○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例	 (経済部総務課)	1
○北海道職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	 (人事課)	3
○北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	 (知事政策部参事)	16
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)		17
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	 (環境生活部総務課)	17
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	 (保健福祉部総務課)	19
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例	 (医療政策課)	19
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	 (経済部総務課)	20
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	 (農政課)	22
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	 (建設部総務課)	22
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例	 (住宅課)	24
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	 (教育庁総務政策局総務課)	25
条 例		

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第68号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例

目次

第1章 総則 (第1条—第4条)

第2章 基本的施策 (第5条—第12条)

第3章 助成の措置 (第13条—第15条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関し、道の責務及び事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を一体的かつ相乗的に推進し、もって北海道の経済の活性化及び雇用の機会の創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立型経済構造への転換 民間需要の増大により、公的需要への依存度が低下し、民間が主導的な役割を担う経済構造となることをいう。
- (2) 企業立地 事業者が、その事業の用に供する工場、事業場その他の施設を道内に新設し、又は増設することをいう。
- (3) 経営の革新 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- (4) 産業技術開発 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の技術（新規性を有するものに限る。）に関する研究開発をいう。

(5) 産学官 事業者、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校その他の研究機関をいう。次条第2項において同じ。）並びに国、道及び市町村をいう。

（道の責務）

第3条 道は、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する基本的な施策を策定し、及び一体的かつ相乗的に実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を推進するに当たっては、道立試験研究機関の研究開発及び技術支援を積極的に活用するほか、国、市町村、大学等、事業者、産業に関する団体その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

（事業者等の役割）

第4条 事業者は、優れた商品の生産若しくは販売又は役務の提供に必要な設備、人材、技術等の投資活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の優位性を生かしながら、持続的に経営の革新及び国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るよう努めるものとする。

3 商工会議所、商工会その他の産業に関する団体は、道と連携し、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に貢献するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（施策の基本方針）

第5条 道は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を一体的かつ相乗的に推進するものとする。

(1) 高い経済的効果を及ぼす産業の発展を図ること。

(2) 成長発展が期待される産業の創出及び発展を図ること。

(3) 地域の特性に応じた産業の発展を図ること。

(4) 商品又は役務の付加価値の向上を目指す中小企業の育成を図ること。

（企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進）

第6条 道は、企業立地を促進するため、高い経済的効果を及ぼす産業、成長発展が期待される産業及び地域の特性に応じた産業の分野（以下「特定産業分野」という。）を重点的に、企業立地に関する情報の収集及び提供、企業立地に必

要な資金の調達の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内の中小企業が企業立地をした事業者との取引に参入することを促進するため、道内の中小企業の研究開発能力及び価格競争力の強化、生産工程の効率化並びに情報技術の利活用による生産性の向上の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（人材の育成及び確保）

第7条 道は、事業者の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、産業教育の実施、事業者の需要に対応した職業能力の開発、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。

（中小企業の経営の革新及び産業技術開発の促進）

第8条 道は、中小企業の経営の革新及び産業技術開発を促進するため、特定産業分野を重点的に、新商品又は新役務の開発の促進、商品の新たな生産若しくは販売の方式又は役務の新たな提供の方式の導入の促進、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の技術に関する研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（中小企業の国内外における販路等の拡大）

第9条 道は、中小企業の国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るため、国内外における市場の開拓及び受注機会の拡大の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（創業等の促進）

第10条 道は、創業並びに新たな事業及び産業の創出（以下「創業等」という。）を促進するため、特定産業分野を重点的に、創業等に関する情報の提供及び研修の実施、創業等に必要資金の調達の円滑化、産業技術開発の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（産学官及び産業間の連携の促進）

第11条 道は、創業等及び産業技術開発を促進するため、特定産業分野を重点的に、産学官及び産業間の連携による研究開発及び事業化の促進、産学官及び産業間の多様な交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第12条 道は、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 助成の措置

(企業立地を促進するための助成の措置)

第13条 道は、企業立地を促進するため、道内に工場、事業場その他の施設であって規則で定めるものの新設又は増設(規則で定める新設又は増設に限る。)をしようとする者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、補助金の交付その他の助成の措置を講ずることができる。

2 前項に規定する助成の措置は、次に掲げる事項を旨として実施するものとする。

- (1) 特定産業分野を重点的に支援すること。
- (2) 産業基盤が整備された地域への企業立地を促進する等産業集積(自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。)の効果を高めるよう努めること。

(3) 市町村と連携し、地域の主体的な取組の支援に努めること。

(中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置)

第14条 道は、中小企業の競争力の強化を図るため、新たな事業分野への進出、市場の開拓等を行うために行う事業であって規則で定めるものを行う者に対し、規則で定めるところにより、予算の範囲内において、補助金の交付その他の助成の措置を講ずることができる。

2 前項に規定する助成の措置は、次に掲げる事項を旨として実施するものとする。

- (1) 特定産業分野を重点的に支援すること。
- (2) 優れた事業計画に基づき新たな事業分野への進出又は市場の開拓を図る等積極的な経営を行う中小企業の育成に努めること。

(規則への委任)

第15条 この章に規定する助成の措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道創造的中小企業育成条例(昭和61年北海道条例第30号)
- (2) 北海道企業立地促進条例(平成9年北海道条例第29号)

3 前項第1号の規定による北海道創造的中小企業育成条例の廃止に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

4 この条例の施行の際現に附則第2項第2号の規定による廃止前の北海道企業立地促進条例第3条第1項の規定により指定を受けている者の当該指定及び当該指定に係る助成の措置については、なお従前の例による。

5 知事は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第69号

北海道職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「(育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条(育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第15条(育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「育児休業の承認が、」を「育児休業をしている職員が」に改め、「出産したことにより」及び「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が

相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第11条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第27条とする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条中「北海道職員の給与に関する条例」を「道職員給与条例」に、「北海道学校職員の給与に関する条例」を「学校職員給与条例」に、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例」を「市町村立学校職員給与条例」に、「北海道地方警察職員の給与に関する条例」を「警察職員給与条例」に改め、同条を第26条とする。

第9条の前の見出し及び同条を削る。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする時間において、部分休業により」を「職員が部分休業により養育しようとする時間において、」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第8条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部分休業の承認）

第25条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 育児の休暇を承認されている職員については、2時間から当該育児の休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第7条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条第1項中「執る」を「とる」に改め、同条第2項中「その月数の2分の1に相当する月数」を「2分の1」に、「その月数の3分の1に相当する月数」を「3分の1」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の14条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 北海道職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に

- 係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第4条第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第5条第1項（市町村立学校職員給与

負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員（以下この条において「交替制等勤務職員」という。）が4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

- (2) 交替制等勤務職員が4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (3) 交替制等勤務職員（船舶に乗り組む職員に限る。）が52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間に付き4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように、かつ、毎4週間に付き1週間当たりの勤務時間が40時間を超えないように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、任命権者が定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児短時間勤務職員等についての道職員給与条例等の特例）

第15条 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に

についての道職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる道職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第5条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第14条第3項	職員（再任用短時間勤務職員にあって	育児短時間勤務職員等（

	は、	
第19条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項及び第19条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

2 育児短時間勤務職員等についての学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条の2の4第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100

		(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする
第14条第3項	学校職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	育児短時間勤務職員等（
第19条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第19条第5項及び第19条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

3 育児短時間勤務職員等についての警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる警察職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第10項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第2項第3号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第16条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えて

		したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第16条第3項	職員（再任用短時間勤務職員にあっては、	育児短時間勤務職員等（
第22条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第22条第5項及び第22条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第22条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

第16条 育児短時間勤務職員等についての北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第3項	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）のうち、その月の初日から末日までの間の全期間について、育児短時間勤務職員等であった職員（以下「特定育児短時間勤務職員等
第14条第3項、第14条の3第3項、第14条	第2条第3項	第2条第2項

の4第3項、 第14条の5第 3項、第27条 第3項及び第 29条第3項						ることを要する職員 の要勤務日数を考慮 して人事委員会規則 で定める数（以下こ の項において「人事 委員会規則で定める 数」という。）で除 して得た数を乗じて 得た日数（その日数 に1日未満の端数が あるときは、これを 四捨五入して得た日 数。以下この項にお いて同じ。）以上で あり要勤務日数にそ の月の初日から末日 までの間において勤 務時間等条例第3条 第1項に規定する週 休日並びに勤務時間 等条例第10条に規定 する祝日法による休 日及び年末年始の休 日以外の日の合計の 2分の1の数を人事 委員会規則で定める 数で除して得た数を 乗じて得た日数	において勤務時間等条例第3条第1項に規定する 週休日並びに勤務時間等条例第10条に規定する 祝日法による休日及び年末年始の休日以外の日 の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定め る数で除して得た数を乗じて得た日数)
第14条の3第 3項、第14条 の4第3項、 第14条の5第 3項、第27条 第3項及び第 29条第3項	再任用短時間勤務職 員	特定育児短時間勤務職員等					
第30条の2第 3項	再任用短時間勤務職 員	育児短時間勤務職員等（次項に規定する育児短 時間勤務職員等を除く。）					
	その月の現日数から 勤務時間等条例第3 条第1項、第4条、 第5条及び第8条第 2項の規定により定 められた週休日の日 数（その月の中途に おいて新たに採用さ れた職員その他の人 事委員会規則で定め る職員にあっては、 人事委員会規則で定 める日数）を差し引 いた日数（以下この 項において「要勤務 日数」という。）に 8を常時勤務に服す	8日（特定育児短時間勤務職員等にあっては、 その月の現日数から勤務時間等条例第3条第1 項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定に より定められた週休日の日数を差し引いた日数 （以下この項において「要勤務日数」という。） に8を常時勤務に服することを要する職員の要 勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数 （以下この項において「人事委員会規則で定め る数」という。）で除して得た数を乗じて得た 日数（その日数に1日未満の端数があるとき は、これを四捨五入して得た日数。以下この項 において同じ。））以上でありその月の初日から 末日までの間において常時勤務に服することを 要する職員の業務等に従事することとなる日数 を考慮して人事委員会規則で定める日数の2分 の1（特定育児短時間勤務職員等にあっては、 要勤務日数にその月の初日から末日までの間に				1日以上要勤務日数 に8を人事委員会規 則で定める数で除し	1日以上8日（特定育児短時間勤務職員等に あっては、要勤務日数に8を人事委員会規則で 定める数で除して得た数を乗じて得た日数）

	て得た数を乗じて得た日数	
第30条の2第4項	職員に	育児短時間勤務職員等に

2 育児短時間勤務職員等についての北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第3項	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）のうち、その月の初日から末日までの間の全期間について、育児短時間勤務職員等であった職員（以下「特定育児短時間勤務職員等」
第6条第3項及び第7条第2項	第3条第3項	第3条第2項
第7条第2項	再任用短時間勤務職員	特定育児短時間勤務職員等
第16条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等（次項に規定する育児短時間勤務職員等を除く。）
	その月の現日数から勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条（これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用	その月の初日から末日までの間において常時勤務に服することを要する職員の業務等に従事することとなる日数を考慮して人事委員会規則で定める日数（以下この項において「人事委員会規則で定める日数」という。）の3分の1（特定育児短時間勤務職員等にあつては、その月の現日数から勤務時間等条例第4条第1項、第5

する場合を含む。）の規定により定められた週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）にその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第4条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する週休日並びに勤務時間等条例第10条（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日（以下「休日等」という。）以外の日の合計の3分の1の数を常時勤務に服することを要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上2分の1（特定育児短時間勤務職員等にあつては、要勤務日数にその月の初日から末日までの間において休日等以外の日の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数）

外の日の合計の3分の1の数を常時勤務に服することを要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上要勤務日数にその月の初日から末日までの間において休日等以外の日の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数

要勤務日数にその月の初日から末日までの間において休日等以外の日の合計の3分の1の数を人事委員会規則で定める数

人事委員会規則で定める日数の3分の1（特定育児短時間勤務職員等にあつては、要勤務日数にその月の初日から末日までの間において休日等以外の日の合計の3分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数）

	で除して得た数を乗じて得た日数	
第16条第3項	職員に	育児短時間勤務職員等に

3 育児短時間勤務職員等についての北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）（次項に規定する育児短時間勤務職員等を除く。）
	その月の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める日数）を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に8を常時勤務に服する職員にあっては、人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上でありその月の初日から末日までの間において常時勤務に服することを要する職員の業務等に従事することとなる日数	8日（育児短時間勤務職員等のうち、その月の初日から末日までの間の全期間について、育児短時間勤務職員等であった職員（以下「特定育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その月の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数（以下この項において「要勤務日数」という。）に8を常時勤務に服することを要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上でありその月の初日から末日までの間において常時勤務に服することを要する職員の業務等に従事することとなる日数

ることを要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会規則で定める数（以下この項において「人事委員会規則で定める数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）以上であり要勤務日数にその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日並びに勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日以外の日の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数	を考慮して人事委員会規則で定める日数の2分の1（特定育児短時間勤務職員等にあつては、要勤務日数にその月の初日から末日までの間において勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日並びに勤務時間等条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日以外の日の合計の2分の1の数を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数）
1日以上要勤務日数に8を人事委員会規則で定める数で除し	1日以上8日（特定育児短時間勤務職員等にあつては、要勤務日数に8を人事委員会規則で定める数で除して得た数を乗じて得た日数）

	て得た数を乗じて得た日数	
第8条第3項	職員に	育児短時間勤務職員等に

第17条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第4項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

第18条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して
--------	------	--

		得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第7条第3項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
第8条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第19条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第20条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）

第21条 北海道職員等の退職手当に関する条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。
- 3 育児短時間勤務の期間中の北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第22条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（短時間勤務職員についての給与条例等の特例）

第23条 短時間勤務職員の給料月額、道職員給与条例第5条第2項若しくは第3項の規定、学校職員給与条例第6条第2項若しくは第3項の規定（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）又は警察職員給与条例第6条第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める号俸の額に、勤務時間等条例第2条第4項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第4項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 道職員給与条例第5条第2項から第9項まで、第8条の2から第10条まで、第10条の3から第10条の5まで、第11条の2、第12条の2、第12条の3及び第20条の規定、学校職員給与条例第6条第2項から第9項まで、第9条の2、第10条、第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の2の5、第11条の2、第11条の3及び第20条の規定（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）並びに警察職員給与条例第6条第2項から第9項まで、第10条から第12条まで、第12条の3、第12条の4、第13条の2、第14条の2、第14条の3及び第23条の規定は、短時間勤務職員には、適用しない。

3 短時間勤務職員に対する道職員給与条例第11条第2項第2号及び第14条第3項の規定の適用については、同号中「次号」とあるのは「次号（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第23条第4項において準用する場合を含む。）」と、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「北海道職員等の育児休業等に関する条例第19条第2号に規定する短時間勤務職員」とする。

4 道職員給与条例第11条第2項第3号の規定は短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者について、道職員給与条例第14条第2項の規定は短時間勤務職員について、それぞれ準用

する。

- 5 短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第10条の2の4第2項第2号及び第14条第3項の規定（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の適用については、同号中「次号」とあるのは「次号（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第23条第6項において準用する場合を含む。）」と、学校職員給与条例第14条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「北海道職員等の育児休業等に関する条例第19条第2号に規定する短時間勤務職員」とする。
- 6 学校職員給与条例第10条の2の4第2項第3号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定は短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者について、学校職員給与条例第14条第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定は短時間勤務職員について、それぞれ準用する。
- 7 短時間勤務職員に対する警察職員給与条例第13条第2項第2号及び第16条第3項の規定の適用については、同号中「次号」とあるのは「次号（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第23条第8項において準用する場合を含む。）」と、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「北海道職員等の育児休業等に関する条例第19条第2号に規定する短時間勤務職員」とする。
- 8 警察職員給与条例第13条第2項第3号の規定は短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者について、警察職員給与条例第16条第2項の規定は短時間勤務職員について、それぞれ準用する。
- 9 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第14条第3項、第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項、第29条第3項及び第30条の2第3項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条例第14条第3項、第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項及び第29条第3項中「第2条第3項」とあるのは、「第2条第4項」と読み替えるものとする。

10 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第6条第3項、第7条第2項及び第16条第2項の規定は、短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条例第6条第3項及び第7条第2項中「第3条第3項」とあるのは、「第3条第4項」と読み替えるものとする。

11 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第8条第2項の規定は、短時間勤務職員について準用する。

第6条の前の見出し及び同条を削る。

第5条の3の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改め、同条第1項中「昭和27年北海道条例第75号」の次に「。以下「道職員給与条例」という。」を、「昭和27年北海道条例第78号」の次に「。以下「学校職員給与条例」という。」を、「昭和27年北海道条例第79号」の次に「。以下「市町村立学校職員給与条例」という。」を、「昭和29年北海道条例第34号」の次に「。以下「警察職員給与条例」という。」を加え、同条第2項中「北海道職員の給与に関する条例」を「道職員給与条例」に、「北海道学校職員の給与に関する条例」を「学校職員給与条例」に、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例」を「市町村立学校職員給与条例」に、「北海道地方警察職員の給与に関する条例」を「警察職員給与条例」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号俸を調整することができる。

第5条の2の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）」に改め、同条を第6条とする。

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項中「8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上。以下この項において同じ。）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「8日」の次に「（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）」を、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第1項中「40時間（」の次に「育児短時間勤務職員等にあっては同条第2項の規定に基づき定める時間、」を加え、「同条第2項」を「同条第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項第1号中「20日（」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「5日間」の次に「（当該第1号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従った週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）以外の日）」を、「8時間の勤務時間」の次に「（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間）」

を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第8条第2項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第10条第9項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に、「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条第10項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

(北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号)の一部を次のように改正する。

第21条中「職員及び」を「職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び」に改める。

(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「」及び」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は」を加える。

第3条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた学校職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、教育委員会が定める。

第4条第1項ただし書中「教育委員会は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第5条第2項中「8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上。以下この項において同じ。)の週休日」を「8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日)」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)」を、「8日」の次に「(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)」を、「で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第13条第1項第1号中「20日(」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第7条の改正規定（同条の次に14条を加える部分に限る。）及び第8条の改正規定（同条第1号の次に1号を加える部分に限る。）、第2条、第3条、第4条中第8条第2項及び第10条の改正規定、第5条並びに第6条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成20年3月31日までの間、第1条（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第27条の規定の適用については、同条中「第14条」とあるのは、「第5条」とする。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置）

- 3 改正後の条例第8条の規定は、平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号俸の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。この場合において、同条第1項中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年7月31日以前の期間については、2分の1）」とする。

（育児短時間勤務の承認に係る準備行為）

- 4 附則第1項ただし書に規定する日以後に育児短時間勤務を始めようとする職員は、平成20年3月1日以後、第1条中第7条の改正規定（同条の次に14条を加える部分に限る。）による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第13条の規定の例により、育児短時間勤務の承認の請求をすることができる。

（北海道職員の給与に関する条例等の一部改正）

- 5 次に掲げる条例の規定中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。
- (1) 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第5条第11項
- (2) 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）第14条第3項、第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項及び第29条第3項
- (3) 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第6条第11項

（北海道学校職員の給与に関する条例及び北海道学校職員等の特殊勤務手当に

関する条例の一部改正）

- 6 次に掲げる条例の規定中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。
- (1) 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第6条第11項
- (2) 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）第6条第3項及び第7条第2項

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第70号

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例（平成18年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町 余市町」に、「遠軽町」を「栗山町 枝幸町 遠軽町 上湧別町」に、「広尾町」を「広尾町 浜中町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表の改正規定中「遠軽町」を「栗山町 枝幸町 遠軽町 上湧別町」に改める部分（栗山町に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定 平成20年5月1日
- (2) 別表の改正規定中「広尾町」を「広尾町 浜中町」に改める部分及び附則第4項の規定 平成20年7月1日
- (3) 別表の改正規定中「今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町 余市町」に改める部分（余市町に係る部分に限る。）及び附則第5項の規定 平成20年10月1日
- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他

の行為で、同日以後においては奥尻町長、せたな町長、枝幸町長又は上湧別町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

3 附則第1項第1号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては栗山町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては浜中町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

5 附則第1項第3号に定める日前に旅券法及び旅券法施行規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては余市町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第71号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中「得た額」の次に「から増加前の価額に応じて算出して得た額」を加え、同表14の項中「仲裁を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額を控除した金額」を「公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、次に定めるところにより算出して得た金額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した金額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第72号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項中「北 見 市」を「北 見 市北 斗 市」に改め、同項の次に次のように加える。

- | | |
|--|-------|
| 2の4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 北 斗 市 |
| (1) 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の届出の受理 | |
| (2) 法第5条第3項の規定による特定建築物の変更等の届出の受理 | |
| (3) 法第5条第4項の規定による労働局長への通知 | |
| (4) 法第11条第1項の規定による特定建築物所有者等からの報告の徴収又は特定建築物への立入検査若しくは関係者への質問 | |
| (5) 法第12条の規定による特定建築物の所有者等に対する改善命令等 | |
| (6) 法第13条第2項の規定による国の機関の長等への説明又は資料の提出の要求 | |
| (7) 法第13条第3項ただし書の規定による国の機関の長等への通知及び改善の勧告 | |

別表第1の3の項中「(昭和45年法律第20号)」を削り、同表の3の2の項及び3の4の項中「北 見 市」を「北 見 市北 斗 市」に改め、同表の4の3の項中「(7)、(15)、(17)及び(18)に掲げる事務にあっては名寄市、江差町、今金町、浦河町及

び標津町を除き、」を削り、同項を同表の4の4の項とし、同表中4の2の項を4の3の項とし、4の項の次に次のように加える。

4の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。）、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）

- (1) 法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証
- (2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認証の申請があった旨等の公告及び縦覧
- (3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による不認証の通知
- (4) 法第12条の2において準用する法第43条の2の規定による警察本部長への意見の聴取
- (5) 法第12条の2において準用する法第43条の3の規定による警察本部長からの意見の受理
- (6) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登記の届出の受理
- (7) 法第18条第3号の規定による不正の行為等の報告の受理
- (8) 法第23条第1項の規定による役員の変更等の届出の受理
- (9) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証
- (10) 法第25条第6項の規定による定款の変更の届出の受理
- (11) 法第26条第1項の規定による定款の変更の申請書の受理
- (12) 法第29条第1項の規定による事業報告書等の受理
- (13) 法第29条第2項の規定による事業報告書等の閲覧
- (14) 法第30条において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の規定による仮理事の選任

新ひだか町

- (15) 法第30条において準用する民法第57条の規定による特別代理人の選任
- (16) 法第31条第2項の規定による事業の成功の不能の認定
- (17) 法第31条第4項の規定による特定非営利活動法人の解散の届出の受理
- (18) 法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証
- (19) 法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証
- (20) 法第40条第1項において準用する民法第77条第2項の規定による清算人の氏名等の届出の受理
- (21) 法第40条第1項において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出の受理
- (22) 法第40条第2項及び第3項の規定による意見の陳述及び調査の受託
- (23) 法第41条第1項の規定による特定非営利活動法人の業務等に関する報告の徴収及び立入検査
- (24) 法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令
- (25) 法第43条第1項又は第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し
- (26) 法第43条第4項の規定による書面の交付
- (27) 法第43条の2の規定による警察本部長への意見の聴取
- (28) 法第43条の3の規定による警察本部長からの意見の受理
- (29) 政令第39条の23第1項第8号の規定による証明書の交付
- (30) 条例第9条の規定による閲覧場所の指定

別表第1の5の項中「旭川市」を「旭川市北斗市」に改め、同表の6の項中「苫小牧市」を「苫小牧市北斗市」に改め、同表の7の項中「6の項の右欄に掲げる市」を「札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市及び苫小牧市」に改める。

別表第2中「釧路市」を「室蘭市 釧路市」に、「紋別市」を「紋別市 士別市 名寄市」に、「長万部町」を「長万部町 厚沢部町 乙部町」に、「浦臼町」を「浦臼町 新十津川町」に、「上富良野町」を「愛別町 上富良野町 南富良野町」に、「和寒町」を「和寒町 剣淵町 下川町」に、「中川町」を「中川町

増毛町」に、「豊富町」を「豊富町 礼文町」に、「雄武町 豊浦町」を「西興部 村 雄武町 豊浦町 壮瞥町 厚真町」に、「むかわ町」を「むかわ町 様似町」に、「音更町」を「音更町 土幌町」に、「大樹町」を「大樹町 広尾町」に、「豊頃町」を「豊頃町 本別町」に、「別海町」を「別海町 中標津町 標津町」に改める。

別表第3中「紋別市」を「紋別市 滝川市」に、「赤井川村」を「赤井川村 南幌町」に、「秩父別町」を「秩父別町 北竜町」に、「剣淵町」を「剣淵町 下川町」に、「標茶町」を「標茶町 弟子屈町 白糠町」に、「中標津町」を「中標津町 標津町」に改める。

別表第4中「三笠市」を「三笠市 滝川市」に、「登別市」を「登別市 北広島市」に、「赤井川村」を「赤井川村 南幌町」に、「秩父別町」を「秩父別町 北竜町」に、「剣淵町」を「剣淵町 下川町」に、「標茶町」を「標茶町 弟子屈町 白糠町」に、「中標津町」を「中標津町 標津町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の3の項、2の4の項、3の2の項、3の4の項、4の項、4の2の項及び4の4の項から6の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第73号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の4の項及び3の2の項中「白 老 町」を「白 老 町標 津 町」に改め、同表の4の2の項中「稚 内 市」を「稚 内 市滝 川 市」に、「白 老 町」を「白 老 町標 津 町」に改め、同表の4の3の項(10)中「支払郵便局」を「支払方法」に改め、同表の4の4の項中「美 唄 市」を「美 唄 市北 斗 市南 幌 町」に、「中標津町」を「中標津町標 津 町」に改め、同表の4の6の項中「北 斗 市」を「北 斗 市松 前 町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の4の項、3の2の項、4の2の項、4の4の項及び4の6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表北海道立釧路高等看護学院の項を削る。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正）
- 2 次に掲げる条例の規定中「、北海道立釧路高等看護学院」を削る。
 - （1）北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）第1条
 - （2）北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）第1条、第7条第3号及び第9条第1項第2号
（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の日前において北海道立釧路高等看護学院に在学していた者で同日において前項の規定による改正前の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例又は北海道看護職員養成修学資金貸付条例の規定に基づき修学資金の貸付を受けているものに係る修学資金については、なお従前の例による。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第75号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成19年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1	各市町村 （(1)から （5)まで、
---	----------------------------------

号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合（組合の地区が2以上の市町村の区域にわたるもの、法第9条の2第7項に規定する特定共済組合及び法第9条の6の2第3項に規定する責任共済等の事業を行うものを除く。）に係るものに限る。）

- （1）法第9条の6の2第1項の規定による共済規程の認可
- （2）法第9条の6の2第4項の規定による共済規程の変更又は廃止の認可
- （3）法第9条の7の5第2項において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条の規定による共済代理店に対する報告若しくは資料の提出の命令又は共済代理店の事務所への立入検査若しくは関係者への質問
- （4）法第9条の7の5第2項において準用する保険業法第306条の規定による共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令
- （5）法第9条の7の5第2項において準用する保険業法第307条第1項の規定による共済契約の募集の停止の命令
- （6）法第27条の2第1項の規定による組合の設立の認可
- （7）法第35条の2の規定による役員の氏名又は住所の変更の届出の受理
- （8）法第48条（法第42条第8項において準用する場合を含む。）の規定による臨時総会の招集の承認
- （9）法第51条第2項の規定による定款の変更の認可
- （10）法第57条の5ただし書の規定による余裕金の運用の認可
- （11）法第58条の7第2項の規定による共済計理人からの意見書の写しの受理
- （12）法第58条の7第3項の規定による共済計理人に対する説明又は意見の要求
- （13）法第58条の8の規定による共済計理人の解任の命令
- （14）法第62条第2項の規定による解散の届出の受理
- （15）法第66条第1項の規定による合併の認可
- （16）法第96条第5項の規定による解散の登記の嘱託
- （17）法第104条第1項及び第2項の規定による組合の業務等に係る不服

(10)から(13)まで、(20)、(23)、(24)、(26)、(27)及び(31)から(37)までに掲げる事務並びに(17)、(18)、(22)、(25)及び(28)に掲げる事務（共済規程の違反に係るものに限る。）にあっては、別表第2に掲げる市町村に限る。）

- の申出の受理及び必要な措置
- (18) 法第105条第1項及び第2項の規定による組合の検査の請求の受理及び組合の検査
 - (19) 法第105条の2第1項の規定による決算関係書類の受理
 - (20) 法第105条の2第2項の規定による決算関係書類の受理
 - (21) 法第105条の3第1項の規定による組合の一般的状況に関する報告の徴収
 - (22) 法第105条の3第2項の規定による組合の業務又は会計に関する報告の徴収
 - (23) 法第105条の3第3項の規定による共済事業を行う組合に対する報告又は資料の提出の要求
 - (24) 法第105条の3第4項の規定による共済事業を行う組合の子法人等又は共済代理店に対する報告又は資料の提出の要求
 - (25) 法第105条の4第1項の規定による組合の業務又は会計の状況の検査
 - (26) 法第105条の4第2項の規定による共済事業を行う組合の事務所等への立入り、質問又は検査
 - (27) 法第105条の4第4項の規定による共済事業を行う組合の子法人等又は共済代理店の施設への立入り、質問又は検査
 - (28) 法第106条第1項の規定による法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令
 - (29) 法第106条第2項の規定による組合の解散の命令
 - (30) 法第106条第3項の規定による組合の解散を命ずる旨の官報への掲載
 - (31) 法第106条の2第1項の規定による共済事業を行う組合の定款等に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令
 - (32) 法第106条の2第2項の規定による共済事業を行う組合の改善計画の提出の要求若しくは改善計画の変更の命令又は業務の停止の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令
 - (33) 法第106条の2第4項の規定による共済規程の認可の取消し
 - (34) 法第106条の2第5項の規定による共済事業を行う組合の業務の停

- 止若しくは役員の解任の命令又は共済規程の認可の取消し
- (35) 法第106条の3の規定による共済事業を行う組合等からの届出の受理
- (36) 省令第143条第2項の規定による説明書類の縦覧の開始の延期の承認
- (37) 省令第161条第3項の規定による決算関係書類の提出の延期の承認

別表第1の2の3の項中「北 斗 市」を「北広島市北 斗 市南 幌 町」に改め、同表の3の項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同表の3の2の項中「稚内市」を「稚内市北 斗 市」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

札幌市	函館市	小樽市	旭川市	室蘭市	帯広市	北見市	夕張市	網走市	苫小牧市	美瑛市	芦別市	江別市	紋別市	士別市	名寄市	三笠市	根室市	千歳市	滝川市	砂川市	歌志内市	富良野市	登別市	恵庭市	伊達市	北広島市	石狩市	北斗市	当別町	新篠津村	松前町	知内町	七飯町	鹿部町	長万部町	厚沢部町	乙部町	奥尻町	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	京極町	共和町	泊村	神恵内村	赤井川村	南幌町	上砂川町	由仁町	栗山町	月形町	新十津川町	妹背牛町	北竜町	沼田町	当麻町	比布町	愛別町	美瑛町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村	剣淵町	美深町	音威子府村	小平町	幌延町	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	礼文町	美幌町	津別町	訓子府町	上湧別町	湧別町	興部町	雄武町	豊浦町	壮瞥町	白老町	むかわ町	新冠町	浦河町	えりも町	新ひだか町	音更町	士幌町	鹿追町	清水町	芽室町	更別村	幕別町	池田町	足寄町	陸別町	厚岸町	浜中町	標茶町	鶴居村	白糠町	別海町	中標津町	標津町	羅臼町
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	----	------	------	-----	------	-----	-----	-----	-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の3の項及び3の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施

行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第76号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「美唄市」を「美唄市 芦別市」に、「士別市」を「士別市 名寄市」に、「利尻町」を「利尻町 利尻富士町」に改める。

別表第3中「稚内市」を「稚内市 芦別市」に、「利尻町」を「利尻町 利尻富士町」に、「別海町」を「別海町 標津町」に改める。

別表第4中「美唄市」を「美唄市 芦別市」に、「士別市」を「士別市 名寄市」に、「利尻町」を「利尻町 利尻富士町」に改める。

別表第5中「利尻町」を「利尻町 利尻富士町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の項、4の項及び6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

す。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第77号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「北 斗 市」を「北 斗 市 標 津 町」に改め、同表の4の項中(34)を(35)とし、(14)から(33)までを(15)から(34)までとし、(13)の次に次のように加える。

(14) 法第28条第8項の規定による事業報告書等の受理

別表第1の11の項(17)中「第28条」を「第30条」に、「第8条第1項本文」を「第8条第1項又は第12条第1項」に改め、同表の12の項(28)中「(27)」を「(29)」に改め、同項中(28)を(30)とし、(27)を(29)とし、同項(26)中「立入検査」の次に「((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。))」を加え、同項中(26)を(28)とし、同項(25)中「公示」の次に「((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。))」を加え、同項中(25)を(27)とし、同項(24)中「(4)、(9)、(12)、(13)、(15)、(16)及び(22)」を「(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)」に改め、「。(25)及び(26)に掲げる事務において同じ」を削り、同項中(24)を(26)とし、同項(23)中「助言」の次に「((1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び(24)に掲げる事務に係るものに限る。))」を加え、同項中(23)を(25)とし、同項(22)中「(4)、(9)、(12)、(13)、(15)及び(16)」を「(5)、(10)、(13)、(14)、(16)及び(18)」に改め、「。(23)に掲げる事務において同じ」を削り、同項中(22)を(24)とし、同項(21)中「第47条第5項」の次に「(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。))」を加え、同項中(21)を(23)とし、同項(20)中「第47条第4項」の次に「(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。))」を加え、同項中(20)を(22)とし、同項(19)中「第3項」の次に「(これらの規定を法第34条の2第2項において準用する場合を含む。))」を加え、同項中(19)を(21)とし、同項(18)中「(法)」の次に「第34条の2第2項及び」を

加え、同項中(18)を(20)とし、(17)を(19)とし、(16)を(18)とし、(15)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 法第43条第3項の規定による国等が行う建築物等の新築等に係る協議

別表第1の12の項中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、同項(12)中「(法)」の次に「第34条の2第2項及び」を加え、同項中(12)を(13)とし、同項(11)中「(法)」の次に「第34条の2第2項及び」を加え、同項中(11)を(12)とし、(3)から(10)までを(4)から(11)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による国等が行う開発行為に係る協議

別表第1の12の項中「及び(15)」を「、(16)及び(17)」に改め、同表の15の2の項中「北広島市」を「登別市北広島市」に改め、同表中17の項を18の項とし、16の項の次に次のように加える。

17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第12条第1項本文の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理

(2) 法第12条第2項の規定による特定路外駐車場の変更の届出の受理

(3) 法第12条第3項の規定による違反を是正するために必要な措置の命令

(4) 法第53条第2項の規定による報告の徴収又は特定路外駐車場等への立入検査若しくは関係者への質問

室蘭市
帯広市
北見市
岩見沢市
網走市
苫小牧市
赤平市
根室市
滝川市
富良野市
登別市
北広島市
石狩市
北斗市
当別町

遠軽町
白老町
音更町
芽室町
幕別町
足寄町
釧路町
弟子屈町
中標津町

附 則

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の項、11の項及び12の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、15の2の項及び17の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際当該改正規定による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項及び12の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その

他の行為とみなす。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第78号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第66条」を「第69条」に改める。

第6条中「の条件」を「に掲げる条件」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第12条中「親族以外の者」の次に「（入居の決定後において入居者又は同居者が出産した子を除く。）」を加え、「規則で定めるところにより」を削り、同条に次の1項を加える。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該承認後の入居者の収入が第6条第2号の金額を超えることとなるとき。
- (2) 当該入居者が第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するとき。
- (3) 当該同居させようとする者が当該入居者の親族でないとき。
- (4) 当該同居させようとする者が暴力団員であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道公営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

第13条中「規則で定めるところにより」を削り、同条に次の1項を加える。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、当該承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承認を得ようとする者が引き続き道公営住宅に居

住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該承認を得ようとする者の入居者と同居していた期間が1年に満たないとき（当該承認を得ようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族であるときを除く。）。)
- (2) 当該承認後の入居者の収入が政令第9条第1項に規定する金額を超えることとなるとき。
- (3) 当該入居者が第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するとき。
- (4) 当該承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道公営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

第38条第1項第4号中「第12条」を「第12条第1項」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 入居者が第67条の規定による勧告に従わなかったとき。

第38条第4項中「第6号」を「第7号」に改め、同条第5項中「第1項第6号」を「第1項第7号」に改める。

第48条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により道公営住宅を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者とする。

- (1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第26条各号に掲げる者であること。
- (2) 暴力団員でないこと。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があるときは、当該親族が前号に掲げる条件を具備する者であること。

第50条中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第26条」を「第48条第2項」と、第12条第2項中「次の各号」とあるのは「第2号から第5号まで」と、第13条第2項中「次の各号」とあるのは「第1号及び第3号から第5号まで」に改める。

第53条第2項中「第6号」を「第7号」に改める。

第56条に次の1号を加える。

(4) 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

第63条の2第4号中「第12条又は第13条」を「第12条第1項又は第13条第1項」に改める。

第66条を第69条とし、第65条を第68条とし、第64条の次に次の3条を加える。

(北海道警察本部長の意見の聴取)

第65条 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、北海道警察本部長の意見を聴くことができる。

(1) 第8条第2項又は第8条の2第1項の規定により道公営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(2) 第12条第1項(第50条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 同居させようとする者

(3) 第13条第1項(第50条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(4) 第47条第1項の規定により道公営住宅を使用させようとする場合 使用しようとする者及び当該使用しようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族

(5) 第57条第2項の規定による決定をしようとする場合 入居者及び同居者

2 知事は、道公営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、道公営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、北海道警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第66条 北海道警察本部長は、道公営住宅の入居者又は同居者について暴力団員であると疑うに足りる相当な理由があるときは、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(勧告)

第67条 知事は、第65条第2項の規定による意見又は前条の意見が述べられた場合であって道公営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対して道公営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にされたこの条例による改正前の北海道営住宅条例(以下「改正前の条例」という。)第8条第1項の規定による申込み、改正前の条例第12条及び第13条の承認の申請並びに改正前の条例第57条第1項の規定による申込みであって、この条例の施行の際当該申込み又は申請に対する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第79号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「登別市」を「滝川市、登別市、北斗市」に、「及び弟子屈町」を「、弟子屈町及び標津町」に改め、同表中5の項を7の項とし、同表4の項中「及び函館市」を「、函館市、芦別市、恵庭市及び遠軽町」に改め、同項を同表6の項とし、同表3の項中「稚内市」の次に「、滝川市」を、「恵庭市」の次に「、北斗市」を加え、「及び弟子屈町」を「、弟子屈町及び標津町」に改め、同項を同表5の項とし、同表2の項中「昭和25年法律第214号。」を削り、「函館市」の次に「及び小樽市」を加え、同項を同表3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 文化財保護法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が一の町の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の町の区域内に存する場合並びに同号ヌに掲げる現状変更等に係る指定区域が一の町の区域内に存する場合に限る。)

厚沢部町
及び遠軽
町

- | | |
|--|--|
| (1) 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可
(2) 法第125条第3項において準用する法第43条第4項の規定による現状変更等の停止の命令又は許可の取消し（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）
(3) 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）
(4) 法第131条第1項の規定による実地調査及び調査のための必要な措置の施行（(1)に掲げる事務に係るものに限る。） | |
|--|--|

別表1の項の次に次のように加える。

- | | |
|--|-----|
| 2 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1) 法第43条第1項の規定による現状変更等の許可（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第3項第1号に規定する現状変更等が一の市の区域内において行われる場合に限る。）
(2) 法第43条第4項の規定による現状変更等の停止の命令又は許可の取消し（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）
(3) 法第53条第1項及び第3項の規定による所有者等以外の者による公開の許可（一の市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該市の区域内に存するもののみである場合に限る。）
(4) 法第53条第4項の規定による所有者等以外の者による公開の停止の命令又は許可の取消し（(3)に掲げる事務に係るものに限る。）
(5) 法第54条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）
(6) 法第55条第1項の規定による実地調査（(1)に掲げる事務に係るものに限る。） | 恵庭市 |
|--|-----|

附 則

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の

特例に関する条例別表1の項から6の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町のエ育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。